

令和6年11月犬山市議会定例議会会議録

第2号 12月5日(木曜日)

◎議事日程 第2号 令和6年12月5日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(17名)

1番	丸山幸治君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君
10番	玉置幸哉君		

◎欠席議員(1名)

2番 ビアソキ 恵子君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大鹿 真 君
主査補	高橋 万祐子 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣 伸 君	副市長	永井 恵 三 君
教育長	滝 誠 君	経営部長	井出 修 平 君
市民部長兼防災監	武内 雅 洋 君	健康福祉部長	高木 衛 君
子ども・子育て監	小幡 千 尋 君	都市整備部長	森川 圭 二 君
都市整備部次長	丸井 良 修 君	経済環境部長	新原 達 也 君
教育部長	中村 達 司 君	消防長	大澤 満 君
企画広報課長	古田 隆 行 君	経営改善課長	兼松 光 春 君
総務課長	舟橋 正 人 君	防災交通課長	伊藤 修 君
子育て支援課長	青山 貴 一 君	子育て支援課主幹	中村 美 和 君

都市計画課長	高木誠太君	都市計画課主幹	一柳佳誉君
環境課長	高橋正直君	産業課長	山崎直人君
歴史まちづくり課長	加藤憲夫君	消防総務課長	村山弘泰君
出納室兼会計課長	諫山知真君		

午前10時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席は2番、ビアンキ恵子議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎副議長（諏訪 毅君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 皆様おはようございます。6番、公明クラブ、島田亜紀です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告いたしました4件について、順次、質問をさせていただきます。

件名1、消費生活センターについて。

先日、市民の方からご相談をいただきました。その内容は、「エコキュートの無料メンテナンスを実施します。いついつに点検に伺います。」とチラシを持って訪問してきたそうです。そのときにご近所のAさんのお宅もメンテナンスをする。ご近所のBさん宅に営業に来たとのこと。BさんはAさんにこのような営業が来たけれども話をされて、いや、うちはそのような営業は来てないし、契約もしていないということが分かりました。

私はすぐこの会社があるのかを検索しましたが、出てきませんでした。今回はご近所で情報交換できていたので、大事には至りませんでした。

この相談をいただいて、今後どのように対処していったらいいか、私は知らなかったのですが、産業課へ相談したところ、市役所の1階にある消費生活センターへ案内され、いろいろ説明を聞くことができました。

最近、このように、あの手この手で訪問販売等の手口が巧妙になってきていると思います。

要旨1、消費生活センターの役割と現状について、近年の相談件数、相談内容の実績についてお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） おはようございます。それでは、島田議員のご質問にお答えします。

犬山市消費生活センターの役割としては、市民消費者からの商品やサービスの提供などの

消費生活全般に関する苦情や問合せなどの相談を、消費生活専門相談員の資格を有する相談員が受け付け、消費者と事業者間の情報格差を埋め、消費者自身が問題解決できるよう、助言やあっせんなどのサポートを行っております。

犬山市消費生活センターは、月曜日から木曜日の週4日、午後1時から5時まで、相談窓口を開設しており、来訪と電話を合わせた相談件数は、令和2年度が163件、令和3年度131件、令和4年度で183件、令和5年度208件と増加傾向にあります。今年度も、10月末時点で113件の相談が来ており、昨年度並みとなる見込みです。

また、相談の内容については、ネットショッピングに代表される通信販売に関する相談が40%、次いで店舗で購入した商品やサービスに関する相談が17%、自宅への訪問販売に関する相談が8%となっており、相談者の年齢層についても、50歳代が25%、70歳代が16%、80歳代が14%となっております。

◎副議長（諏訪 毅君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。年々相談件数が増えていることが分かりました。相談の内容は通信販売、また、相談者の年齢層についても50代が多いことが分かりました。私自身も50代なので気を付けていきたいと思っております。

次に、このようなトラブルに巻き込まれないようにするにはどうしていったらいいのか、要旨2、消費者トラブルを防ぐ対策についてお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

消費生活センターでの相談業務における助言以外にも、消費者トラブルを未然に防ぐ知識の向上を目的として、消費生活専門相談員による出前講座を実施しています。出前講座は、町内会や自治会、地域活動団体など様々な団体が申し込むことができ、例年3件程度の申込みがあります。

申込みがあった際には、事前に希望するテーマなどを聞き取った上で、テーマに沿った事例の紹介や、実際の状況に置かれた際にどのような対応をするとよいかなど、対策をアドバイスすることで、参加者の理解を深めているところです。

また、広報犬山で年2回、消費生活の特集を組んで、相談の実績や、よくある相談事例を紹介して、啓発を促しているところです。

今後は、消費者トラブル防止への意識の向上として、消費生活川柳のように親しみやすく覚えやすい手法で、トラブル予防を呼びかけるなど、今後検討していきたいというふうに考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。未然に防ぐ知識向上はとても大切なことだと思います。大いに出前講座を各町内会等に活用して行ってほしいなというふうに強く要望いたします。

また、さらに市民に消費生活センターの存在をもっと知ってほしいと考えますが、今現在

どのように取り組んでいるのか、要旨3、消費生活センターの周知についてお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

消費生活センターの周知については、毎月広報犬山の「各種相談コーナー」に掲載するほか、先ほどもご説明しましたとおり、年に2回の消費生活の特集の中で、センター自体の周知も促しているところです。

また、消費者庁の国民生活センターが、電話相談である「消費者ホットライン188」をテレビ報道等を通じて発信しており、ホットラインから身近な消費生活センターにつながるようになっております。

今年度は新たな試みとして、10月に開催されました産業振興祭において、「消費生活センターを知っている・知らない」といった簡単なアンケートを実施しながら、啓発グッズを配布し、周知に努めたところです。

アンケート結果からも、消費生活センターの認知度はまだ低いことから、プッシュ型の取組を展開するなど、様々な機会を通して引き続き周知に努めてまいりたいと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。私は消費者ホットライン188のイメージキャラクターのイヤヤンの、今日は缶バッジを付けてきました。イヤヤンというのは、「泣き寝入りは超嫌や」が口癖のチョウチョウで、全国を旅して、危険な製品でけがをした人や強引な勧誘に困っている人を見かけると、消費者ホットライン188を教えています。188にダイヤルし、問題を解決できた人がチョウのように羽ばたく姿を見るのが大好きなイヤヤンだそうです。私も全然知らなかったんですけど、また、職員の皆さんもぜひイヤヤンバッジを付けて、市民の皆さんに目で見える啓発をしていただき、嫌な思いをする市民が減るようにしていけたらなというふうに思っております。

では次に、件名2、防災についてです。

本年1月に能登半島地震があり、市も6月に災害協定を締結した一般社団法人こども女性ネット東海の一員として、2月と4月に2回、能登支援に行かせていただきました。

その中で、防災についてもっと勉強したいと思い、今年個人的に防災士の試験を受け、取得をしました。しかし、持っているだけではいけないと、様々な防災についての行事等になるべく参加をしてまいりました。

要旨1、福祉避難所開設訓練についてです。

ここで、10月26日に城東第2子ども未来園で実施した福祉避難所開設訓練について、実施の経緯、実施してきた課題、今後の訓練の予定について、あれば教えていただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

当市では、避難生活が長期化し、一般の避難所では生活が難しい高齢者や障害者、妊産婦及び乳幼児を対象とした福祉避難所を市内で16か所指定しています。

発災時に福祉避難所を円滑に開設できるよう、これまでに2回開設訓練を実施しました。訓練は南海トラフ地震を想定し、昨年度は高齢者を対象とし、「養護老人ホームぬく森」で、今年度は妊産婦と乳幼児を対象とし、「城東第2子ども未来園」で実施しました。

参加した職員からは、「福祉避難所の開設の流れや、連絡体制がイメージできた」、「テントなどの備品の取扱方法が分からない」、「避難者の状況の伝達に情報が多過ぎて混乱した」などといった意見があり、課題として捉えています。

そのため、現在解決に向けた手段・方法を検討しつつ、繰り返し訓練を行うことが重要であると考えることから、来年度以降も引き続き実施していく予定です。

なお、令和7年度の福祉避難所の訓練については今後、内容や場所を調整していきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございます。課題を解決し、訓練を積み重ねてスムーズに開設できるように、これからも職員の皆様には大変お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

次に、障害のお子様を持つお母様からのお声です。指定避難所が開設されて避難し、またその後に福祉避難所が開設されて移動するというのはとても大変だというお声です。できれば、直接福祉避難所へ避難したいとのことでした。

要旨2、福祉避難所の開設について。

国のガイドラインでは、福祉避難所への直接避難を推奨しているが、犬山市でも避難者の負担軽減のために直接避難できないか、お尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

当市の運用として、福祉避難所への直接の避難は受け入れていません。その理由は、次の2点です。

1点目は、福祉避難所の混乱を避けるためです。福祉避難所は対象者を先ほどお答えしたとおり、高齢者や障害者、妊産婦及び乳幼児としています。それ以上の具体的な条件を定めていないため、例えば「高齢者」が対象となっている福祉避難所に多くの高齢者が避難した場合、避難所の運営が立ち行かなくなります。

2点目は、職員の人員に制限があるためです。一般の避難所39か所については、あらかじめ担当職員が避難所ごとに2名ないし3名を選任していますが、福祉避難所に配置される初動の職員は福祉班から選任することとしており、職員の人員にも限りがあるため、開設が決まり次第その都度選任します。

これらのことから、一般避難所での生活が難しいと判断した場合のみに福祉避難所を開設

する運用としており、現在の運用を変更することは考えていません。

◎副議長（諏訪 毅君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございます。理由はよく分かりました。しかし、皆様もご家族に障害をお持ちの方がいらっしゃったらと想像してみてください。大きな声を出してしまう、じっとしてられなくて、目が離せない、パニックや発作がある、環境の変化に対応するのが難しいなど、一言に障害といっても様々です。多くの方がいる避難所に行くことにためらいを感じる、また初めから避難所に行くことを諦めているとの声を伺ったこともあります。もちろん一番安心できるのは自宅避難ですが、救援物資も届きませんし、長期になれば、ご家族の負担も大変です。福祉避難所であっても行くことが困難な方に少しでも寄り添い、安心を届けることができたらと思います。

東日本、熊本、能登の被災地の支援活動をされてきた方が、大きな避難所だけではなく、任意の小規模な自主避難所を開設していくことが大切だと訴えられておられます。市としても、任意の小規模避難所の開設と、在宅避難、小規模避難所にも救援物資が届く仕組みづくりを推奨して欲しいと思います。例えば、通い慣れている放課後等デイサービスや生活介護などの施設であれば、知っている避難者同士、助け合うこともできます。誰一人取り残さない、多様性に配慮した地域防災を目指して、今後も一緒に取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

要旨3です。日常の中に取り入れる防災について。

過去に三浦議員や岡村議員もローリングストック等を取り上げておられましたが、私からも質問させていただきたいと思います。

11月10日に市の総合防災訓練で、愛知防災リーダー会が、ローリングストックのブースを設けて啓発をしてくれていました。簡単に説明すると、ローリングストックとは、ふだんから少し多めに食材や加工品をストックしておいて、日常生活で備蓄を使い、使った分だけ買い足し、災害時も日常生活に近い食生活を送るというものです。

話は変わりますが、10月には子ども会の行事で「親子の防災食クッキングをしよう」というのに、お手伝いで参加しました。エプロンと三角巾を付け、子どもたちはとても張り切っていました。メニューは焼きそば、ポテトチップスでオムレツ、ミカン缶の寒天ゼリーで、耐熱性のポリエチレンのビニール袋に食材を入れて湯煎する調理方法です。なので、焼きそばといっても、焼かない焼きそばです。どんな出来上がりになるか、子どもたちはわくわくでした。親子で楽しくクッキング、出来上がりのメニューは、彩りも鮮やかで、食育にもつながる貴重な時間となりました。

災害時には水やガス、電気などのライフラインがストップすることもあるので、自宅に水やカセットコンロを備えていくことも大切です。

また、水道が使えない状況では、水はとても貴重品、でも料理に使ったりして、体に摂取する以外に、ゆで湯として使ったり、調理器具を洗ったり、ふだん私も何かと使う場面は多いです。そんな水を節約できる調理方法が、バッククッキングです。

バッククッキングは、ふだんの食品が使えること、加熱に使った水が汚れないので、再利用できること、袋に入れたまま食器によそえば、食器が汚れないなどのメリットがあります。

工程がシンプルで、調理が簡単な上、袋ごとに違う料理を一度に作れるので、時短テクニックとして、ふだんからも役立ちます。

ほかにも、能登で実際、1月1日から9月初めまで自主避難所を運営していた方のお話を伺うことができました。自助・共助・公助とあるけれど、公助の行政も避難者だ。そうなるのと、どこまで自助・共助を充実していくかが大切で、今は自主防災、行政の支援となっているけれども、これからは自立防災と行政を支援していけるようになっていくことが大事だというお話を伺いました。

私にとってとても衝撃的でした。そうすると、災害に遭っても自分で生きていける状況を作っておくことが大切なのだと気づかされました。ローリングストック、パッキングなど、日常生活の中に取り入れることで、防災意識が高まると考えますが、市はどのような取組をしているのか、お尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

災害時には「自助」「共助」「公助」の取組がありますが、自分の命を自分で守るためにもふだんから、「自助」の取組を進めることが重要です。

先ほど議員からも紹介がありました、備蓄品を定期的に消費しながら補充する「ローリングストック」や、耐熱性のポリ袋に食材を入れ、袋のまま鍋で湯せんする調理方法である「パッキング」をふだんの生活で実践することはとても効果的です。

「ローリングストック」については、町内会や自主防災組織の訓練や、出前講座において、ふだんの買物より2、3日分多めに買うだけでも実践できます、といったように啓発もしています。

一方、「パッキング」については十分な啓発ができていないため、今後は災害協定を締結している団体や防災に関する取組を実践している市民団体などとも連携し、広く啓発活動を実施するよう取り組んでいきます。

また、防災ハンドブックには、「可能な限り在宅避難できる準備を整える」と題して、日常生活での備えについて詳しく記載してあります。

今年度作成中のハンドブックにも引き続き掲載し、全世帯へ3月中に配布する予定です。

◎副議長（諏訪 毅君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。これからも様々な皆様の協力をいただきながら、命を守れる、また安心して暮らしていける犬山市づくりをしていきたいと思っております。

次に、件名3です。イベント情報の発信についてです。

要旨1、AIを活用した地域活性化について。

犬山市内では、行政だけでなく、マルシェや多岐にわたる講座やワークショップ、展示や芸術祭、地域のお祭りなど、犬山を元気にするイベントが盛りだくさん開催されております。

友人のSNSなどの投稿を見て、こんなイベントが開催されていたのを知らなかった。知

っていたら行きたかったなと思うこともよくあります。また、週末の予定を立てるとき、何か楽しいイベントが開催されていないか、広報犬山を見直したり、インターネットで検索を試みるのですが、いつも簡単に調べることができるサイトや情報があつたらいいなというふうに思います。

市のホームページにもイベントカレンダーが掲載されていますが、市の関連事業が多く、文字のみの情報掲載となっています。市としてそうしたイベントを網羅した情報発信を充実することができたら、もっとイベントも盛り上がり、さらなる元気な犬山につながるのではないかと思います。

ほかの自治体でこのような取組をしているところはないかと調べていましたら、民間のAIイベント情報集約サービスを導入して活用されている自治体が幾つかあることを知りました。それは、ウェブサイト公開されているイベント情報を自治体のオリジナルのウェブサイト自動的に集約し、興味あるカテゴリーやカレンダーからの検索も可能です。それぞれの画像とともに、開催期間や詳しい内容も見ることができます。

犬山市にもこのような充実したウェブサービスがあれば、観光の活性化にもイベントを企画、開催する方の助けにもつながると考えます。このようなサービスを市独自で集約、発信する仕組みづくりの負担を考えますと、このような民間事業者のサービスを活用することも一つの選択肢として導入を提案したいと思いますが、いかがでしょうか、お願いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

ご提案の情報発信サービスを導入している自治体サイトを確認したところ、イベントごとにイラストなどの画像が掲載されて見栄えが良く、各種検索など便利な機能も提供されていました。

導入している複数の自治体に対して聞き取りを行ったところ、どの自治体でも、数十万円の導入コストと、毎月数万円のランニングコストを支出しているとのことでした。また、毎週、新しい情報に更新する都度、市の職員が掲載内容のチェックする業務も発生していることも分かりました。

本市がホームページで公開している「イベントカレンダー」は、主に市が主催または後援する行催事の予定を一覧で表示したもので、全て市職員が毎月情報を取りまとめ、掲載しています。

システム上、有料の改修作業を行わない限り、検索機能の追加などの機能向上はできませんが、行催事によっては、別のページに詳細な情報を掲載しているものもありますので、全ての行催事に記載してある文字情報を減らし、別のページに誘導することで、文字が多い印象を軽減するなど、見やすさを向上させる工夫は可能です。

また、掲載情報についても、市広報紙に掲載の依頼があつた市民主体のイベントや、市長が公務で出席するイベントなど、カレンダーへの掲載対象を広げるなどの検討や、イベントの詳しい情報を掲載しているページについても、チラシなどをPDFファイルではなく、画

像として画面上に掲載し、分かりやすさを向上することも可能です。

したがって、外部が提供する有料サービスを利用する予定はありませんが、現在のシステムでの見せ方の工夫により、より効果的なイベント情報の発信に努めてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。今後の掲載を楽しみにしております。よろしく願いいたします。

件名4です。多子多胎家庭養育支援事業についてです。

要旨1、家事育児ヘルパー派遣事業について。

私の友人が5人目を出産したときに利用し、とても助かったとおっしゃっていました。近くに助けてもらえる親兄弟がいない家庭にとっては大変心強い制度だと思っております。先日、また別の市民の方から双子を出産し、この制度を利用しようとしたところ、旦那様が育児休暇を取得したため、対象外とされ、利用できなかったと相談がありました。

乳児2人を同時に養育することは、たとえ両親ともに育児に携われたとしても、家庭の環境は様々であると思います。子育てしやすいまち犬山にするためには、もっと利用しやすい制度に見直していただき、市の子育て支援を拡充すべきと考えますが、市としてのお考えをお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

多子多胎家庭養育支援事業は、2人以上の子どもを養育する多子世帯及び多胎世帯であって、サービスを提供する時間帯において、対象となる子どもを養育する者が一人であり、ほかに支援を受けることが困難な家庭を対象としています。

これは、この事業が、ヘルパーの派遣により家事や育児を支援することで、保護者の養育負担を軽減するという目的だけでなく、家庭や養育環境を整えて、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐという考えに基づき実施しているためです。

また、実際に家庭に派遣するヘルパーは、この事業のための専任者ではなく、障害者向けのヘルパー事業者等に委託して派遣していることから、必然的に供給量が限られます。

昨年度の実績では、5つの事業所に委託し、16世帯に対して延べ439時間のヘルパー派遣をしている現状から、育児休暇により夫婦共に育児に参加できる家庭まで対象を広げることが、真に支援が必要な世帯にヘルパーを派遣することが難しくなることも考えられます。

しかしながら、初産で育児経験が少ない多胎世帯や、発達障害といった特性を持った子どもを養育する多子世帯などは、たとえ複数の養育者や育児支援者の存在があったとしても、その世帯の養育負担が、決して低いわけではないことも十分理解するところです。

そのため、事業の対象世帯は、養育する者が一人しかいない家庭を基本としながらも、養育負担や虐待リスクといった世帯の状況に応じて柔軟な対応ができるよう、新たなヘルパー事業者の確保も含め、見直しを検討させていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。

我が党が掲げる中道主義の理念というのは、生命・生活・生存を最大に尊重する人間主義の理念です。言い換えれば、庶民一人一人に徹して寄り添う政治であり、政治の流れを分断から協調へと促すものです。この理念に基づき、我が党は共に支え合う温かな社会の構築を目指しております。

そして、分断が懸念される国際社会において、協調をキーワードとし、一人一人の持てる力を最大限に引き出すことで、活力と豊かさを維持していきます。私もその一翼を担って、精いっぱい今後の議員活動をさせていただきたいと思っております。

どこまでも子どもは犬山市の宝であります。これからも温かい支援拡充をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（諏訪 毅君） 6番、島田亜紀議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時32分 休憩

再 開

午前10時40分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。3番、増田修治議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、創大会、増田修治です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告させていただきました4件について、一般質問を始めさせていただきます。

まず件名1、不動産市場活性化について。

さて、令和5年度住宅土地統計調査によりますと、日本の総住宅戸数は6,502万戸で、総住宅戸数は年々増加しており、過去最多の数字となっております。そして、この総住宅戸数の中の約3割の1,900万戸余りが賃貸物件となっております。

一方で、全国で空き家の数は約900万戸と過去最多となっており、空き家の内訳としては賃貸住宅が約半数を占めており、空き家対策といえど、一軒家の空き家に限らず賃貸住宅の空室も多く、空室があることで不動産収益が確保できないことから、資源をうまく活用できず、潤沢な改修資金などもないために、美観、防災、防犯などに対しても課題となっております。

賃貸不動産においては、その大半が個人オーナーによる所有物件であり、またオーナーの高齢化もあり、今後、大相続時代を迎えるに当たり、こうした資源をうまく活用促進していくことは、社会においても非常に大切となっております。

賃貸不動産については、大手の不祥事やサブリース問題などで数年前に頻繁に取り上げられ、ニュースなどで世間を騒がせたりもしておりました。

不動産投資物件を扱う業者などは非常に営業も上手く、巧みな営業攻勢により、相続対策等のために購入したものの、想定より入居が悪かったり、想定以上の修繕コストがかかったりしたりして、想定収益を見込めなかったとするケースも多々見受けられ、社会問題となり、それを起点とした法整備も進められました。

私も過去に賃貸住宅に限らず様々な不動産活用の提案も営業しておりましたが、今回は賃貸についての観点から質問をしていきたいと思えます。

要旨1、現状について。

賃貸需要は都市部については土地も高額であることから、賃貸需要が高い傾向にあります。また、市営や県営の団地やURなどが多い地域も、賃貸のほうが多い地域になるかと思いますが、当市においてはこういった現状なのか、当市における持家比率がどの程度かについてお伺いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市内の住宅状況については、令和5年度の住宅・土地統計調査の結果によりますと、賃貸住宅が5,440戸であり、賃貸用の空き家が1,950戸となっており、賃貸住宅の空き家割合は約35.8%となっております。

また、犬山市の居住のある住宅数が約2万8,000戸に対して、持家数は約2万1,000戸であり、持家率としては約75%となっております。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。約4分の1ほどが当市においても賃貸需要があるということが分かりました。そして、当市においては市営や県営も比較的少ないと思えますので、個人オーナーなどが所有する物件が多くだと思えます。

町を見てみましても、賃貸住宅は数多く建っております。この比率は都心部などと比べると低い部分ではありますが、それだけの数の方が当市にお住まいいただいているのであれば、少しでもそうした方々へのお住まいに対してや、町に点在する賃貸住宅に対して、何らかのサポートがあればいいなというふうに思います。

それでは、続いて要旨2、賃貸需要の活用について。

当市において、一戸建て住宅の購入や改修に対しては、様々な方面から助成事業が用意されております。

もちろん新築住宅を建築することは促進すべきことでもありますし、適切な改修や耐震改修なども促進していくべきことと思えます。

ですが、人手不足や資材高騰などにより、住宅建設費が高騰してきております。そして、省エネ基準などもどんどん厳しくなり、来年4月からは4号特例が縮小されるといったこともあり、今後も住宅建築費は高くなっていくと思われまます。

中古を買ってリフォームといっても、資材や人件費が高騰している以上、費用も以前に比べ高くなってきております。そして、先ほど言ったように、4号特例の縮小により、大規模

改修の建築確認が必要になったりすることから、そうした需要も変化していくと思われます。

また、住宅ローン金利も上昇局面になってきていることから、購入にちゅうちょする方も増え、まずは賃貸、あえて賃貸といったニーズも増加してきており、持家信仰といった考え方もだんだんと変わってきております。

そして社会の流れが、所有から利用へと消費行動も変わってきております。いわゆるサブスクやシェアリングサービスのように、物を買わずにサービスを買うといったものが主流になってきております。例えば、今まではCDプレーヤーを買った上でCDを買って聞いていたものが、月額定額サービスになり、スマホからデータで音楽を買うようになってきております。ほかにもカーシェアや駐車場シェア、貸しコンテナなど、様々なサービスがあり、また今もどんどん生まれてきております。今後もこの流れは加速していくものと思われまじ、不動産業界においても同様に進んできております。

そして、当市に移住してきていただく方々にとっても、いきなり住宅の購入ではなく、賃貸に住んでみて、市の魅力を感じ永住につながっていくのではないかと考えます。

先日、総務委員会にて移住をテーマに視察に行ってきました加賀市では、移住者は賃貸戸建てを借りられて移住されるといったニーズが高いとおっしゃられておりました。

そこで、賃貸物件の入居者等に対しても何らかの助成などを設けることで、新たな移住者層の創出や若い世代の転居にも生かすことができるのではないかと考えます。当市においても、先ほどの答弁にありましたように、賃貸にお住まいの方も多く、不動産情報を見てみると、物件も多々ありますし、空き家なども入れると住宅のストックは数多くあります。こうしたストックをうまく活用し、人口増加へつなげていけないものかと思ひます。

他の行政の事例となりますが、家賃補助や引っ越し費用等に対する助成事業を実施している自治体がありましたので、参考資料として添付をさせていただきます。ご参照いただければと思ひます。

現在の社会の流れである所有から利用へとといった思想の転換や建築費の高騰、それと合わせ賃貸ニーズが増加していくことも予測されます。そして、今あるストックをうまく活用していくことができるよう、助成対象を購入の方に向けたものだけではなく、家賃の助成や引っ越し助成など、賃貸にも向けることを検討してはどうかと考えます。

また、例えばこうした制度の対象を、家庭のある方だけでなく、新卒などの若い世代の方や片親の方などを招き入れたりすることに広げたりできれば、まずは犬山市に住んでもらって、住みやすさを感じてもらい、その後、結婚や住宅購入や定住といった流れにもつながっていくのではないかと考えますが、当局の見解をお伺ひいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市では、市外から犬山市への移住者に対する新たな補助金制度として、今年10月に「これからいぬやま応援団」制度を創設しました。この制度は、文化、芸術、スポーツ、観光や地域コミュニティなど幅広い分野で、まちの魅力の向上や、地域の活性化につながる活動を

新しく犬山市を拠点として5年以上続ける目的で、100km以上離れた自治体から移住し、補助申請の時点で6か月以上の活動実績がある方を対象とするものです。

こうした条件は、人口減少が避けられない状況において、今後は、地域の力、住むまちとしてのブランド力を高めていくことが必要となる中、移住を促進する補助金は、持続可能なまちづくりを進めていく上での一助となるような制度としたいという思いから、この補助金についても、犬山市だから移住したいという方に交付したいと考えているためです。

したがって、**「これからいぬやま応援団」**制度は、移住する住まいが賃貸住宅であっても補助の対象としており、その一方で、移住促進として、**「市外から賃貸住宅への移住」**というだけでの補助制度を設けることは考えていません。

また、これまでの議会でも答弁してまいり、今後の新たな補助制度の創設は、現行の補助制度を一定期間実施し、その結果を検証した上で、新たな追加制度を設けるかどうかの検討をしてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。こうした制度でも、周辺自治体で行っていなかったりすれば差別化が図れるかと思えます。犬山市は現状でも、家賃も周辺と比べてそこまで高くないとも思いますので、若い世代などの入居促進などにもつなげられれば、将来の永住予定者が増えていくことも考えられますので、まずは先ほど言った現行打ち出した制度をうまく軌道に乗せていただき、今後、こうした時代の流れに即した助成などもご検討いただければと思います。

また、こうした形からでも、賃貸住宅の入居率を上げることで、オーナーの収益性が上がり、治安や美観、防災の面からも非常に有効であると考えますので、よろしく願いいたします。

現代社会において、今後、人口の半数は一人暮らしになるといったことも言われており、離婚率も3割と言われております。そうした中、ニーズとして賃貸需要は伸びております。新たに越してくる方に戸建てを所有してもらい、家庭を築いていただくことが、自治体として重要であるとも思いますが、現在ある空き家の戸建てや空室アパートなどのストックをうまく活用し、様々な方から当市を選んでいただけるよう、前向きにご検討いただければ幸いです。

それでは、続きまして、空き家などの活用にも兼ねてまいります。今後の大相続時代を迎えるに当たり、空き家になってしまう住居がどうしても出てきてしまう中で、今まで住居として住んできた家を賃貸に出したりして、空き家の解消へとつなげていきたいものです。

ですが、戸建て所有者には、こうした不動産活用の知識は乏しいことが多いです。そして、戸建てが空き家になっていく理由として、多くの理由が、何となくや特に理由がない、また面倒といったことが大半を占めているようです。

うまく空き家を有効活用する上では、不動産を売却するだけではなく、賃貸物件としていき、収益物件とすることが、不動産を生かすためにも大切な考え方だと思います。そんな中、古い物件を借りて、入居者がDIYで改装しながら住むといった、DIY型賃貸借という賃貸借の発想があり、国交省も「DIY型賃貸借のすすめ」といった冊子も作成し、PRして

おります。資料に添付させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

一戸建てを良好な状態で賃貸するためには、本来は家主が必要となる改修や管理修繕を行うことが一般的です。リフォーム費用は負担したくないけど、現状であれば貸してもいいなといった家主側のニーズと、買うにはハードル高いけど、自分好みのリフォームをして住んでみたいなといった借主側のニーズをマッチングして、借主の意向で住宅の改修を行うことができるものをD I Y型賃貸借と言って、国交省もその普及に努めております。

実際私も、友人が不動産投資として瀬戸市に買った築50年ほどの住宅を、友人と一緒にD I Yで改装していたところ、借りたい人が現れ、途中から改装したいんで、そのまま貸してくださいといった申出もあり、物すごく中途半端な状態だったんですけども、そのまま借手が見つかったといったこともございました。また、お隣の各務原市では、添付資料のようなおしゃれなチラシを作ってあっせんしております。

こういった形での空き家活用もありますので、当局としてもぜひPR等をして、空き家の活用や賃貸ニーズの創出につなげていただきたいと思います。当局の見解をお伺いいたします。

再質問です。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

各務原市の「空き家D I Y」は、諸条件などにより賃貸可能な空き家において、設計士や工務店、様々な技術を持った職人の方々のもとより、市民の方もボランティアとして参加して、利活用できる状態に改修する取組と聞いております。

その実績としましては、平成28年度の事業スタートから令和6年10月1日までの8年半の期間で、登録物件数が111件、契約件数が44件と聞いております。

国土交通省においても、平成28年に「D I Y型賃貸借に関する契約書式例及びガイドブック」を定めて、賃貸住宅の活用促進を図っています。

本市でも、これまで「空き家D I Y」について研究を行ってきましたが、貸主側の制度に対する理解や返却時の原状回復に対する不安など、解決すべき課題も多く、実現に至っていない状況であります。

今後も、情報収集を行いながら、課題の解決に向けた施策などの研究を重ねていきたいと考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。私もこうした個人不動産投資家の改修のお手伝いは結構してきましたし、今、個性を生かした住まいを求めるニーズも多いです。ぜひ当局も隣の市に負けないよう研究を進めていただければと思います。

今回は賃貸需要を創出して、新たな市場を開拓できないかと思い、取り上げさせていただきました。今後、確実に新築戸建ての着工戸数は減少すると予測されますし、正直、人口減少に伴い、賃貸に関しても空室が増えていくと予測されます。

先ほど言いましたとおり、不動産の購入はハードルが高いために、まずは賃貸、あえて賃貸といったニーズも高くなってきております。既存不動産を有効に活用し、空き家、空室を減らしていければ、産業の活性化にもつながると考えます。

様々な視点から、新たな市場開拓をしていくことが、まちの未来としても大切だと思いますので、ぜひご検討いただければ幸いです。

それでは、続いて要旨3に移ります。要旨3、セーフティーネット住宅について。

低所得者だけでなく、高齢者や障害を持った方などの住宅確保要配慮者に対して、安全かつ良質な賃貸住宅を貸し出す制度として、住宅セーフティネット制度がございます。こちらは2017年からスタートして、空き家や賃貸住宅を活用して、住宅確保要配慮者を拒まない住宅が登録されております。また、法も改正され、高齢化社会も相まって、今後ますますこの需要も高まってくると予測されます。

そこで、お伺いいたします。当市において、このセーフティネット住宅はどの程度登録されているのでしょうか、お伺いさせていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

現在、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の受入れを拒まないセーフティーネット住宅として登録されている市内の物件は、74棟467戸となっております。

そのうち、セーフティーネット住宅として入居者の募集をしている市内の物件としましては、一般社団法人 住まいづくりまちづくりセンター連合会がホームページで公開している「セーフティーネット住宅情報提供システム」によると、2棟11戸となっております。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。なかなか先ほどの賃貸物件の数から見ると、物件数が少ないなと感じました。高齢者等であったり、一人暮らし、身寄りのない方は今後も増えていくことが予測されます。ですが高齢者等、社会的立場の弱い方々が借りづらいといった事案も多いと聞きます。

確かに大家側の立場で見れば、孤独死問題や身元保証など、様々なリスクもあることは確かですので、懸念される部分は理解できます。ですが、そうしたことを解決するためにも、このセーフティーネット住宅の登録制度があると感じます。

そして、この登録が少ないといった課題は、オーナー側が高齢者等に貸した経験が少ないことで、この取組への理解が不足しているといったことも考えられます。様々な事象から、今まで住んでいた家から引っ越さざるを得ない方もいるでしょうし、借りられないといった事象を減らしていくことは、今後の高齢化社会、多様性社会において大切だと思います。そして、貸主側の先入観を解消するには、貸主側のリスクをケアするような手だてを講じて、安心して貸せる環境を整備していくことが必要であると考えます。

また、今後、増えていく空き家を活用したりすることで、こうした物件に昇華させることも可能ではないかと思えます。

そこで、例えば固定資産税の納付案内にこうした不動産活用についての情報を同封したり、高齢者あんしん相談センターなどの福祉関連と連携して取り組めば、少しでも前に進められるのではないかと考えます。

当然、不動産業者などのサポートも必要であるとは考えますが、当市においても、こうしたことのPRやあっせんなど、積極的に行ってはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

再質問です。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

住宅セーフティネット制度は、住宅関連の事業者はもとより、福祉関連や様々な分野で活動している団体などの協力が必要となります。

そのことから、愛知県では、「愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会」を設立して、不動産や福祉などの関連団体と連携を図るための取組を進めております。

現在、犬山市もその協議会の会員となって研修会への参加を行いながら、国の取組状況や先進事例などの情報収集に努めている状況であります。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」通称住宅セーフティネット法については、今年度、国が一部改正を行い、来年秋には施行される見込みであります。

一部改正の方針は、要配慮者が安心して生活できる基盤を確保できる支援体制を強化する内容などであります。

今後、市としましてもこの法改正を踏まえ、賃貸住宅の所有者や要配慮者への周知啓発活動を行うとともに、円滑な制度活用に向けた方策などについて、居住支援協議会の場を通じて、福祉関係者や不動産関係者と連携しながら研究を重ねていきたいと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。こうした制度は社会的意義が高いにもかかわらず、なかなか進展していくことが難しいことであるとも思います。ですが、社会問題にもなってきておりますので、まずは当市お住まいの大家の方々にご理解、ご協力いただけるよう、積極的な啓発をお願いいたします。

今回、賃貸の観点から質問をさせていただきました。これからの住まいニーズの主流は、都市部に限らず、犬山市のような地域でも賃貸志向の方がより多くなっていくだろうと考えております。そして、不動産は売らずに後世に残したいというニーズも多いため、空き家を売買に向けるだけでなく、賃貸へも目を向け、不動産を眠らすことなく、有効活用へとつなげていただければと思います。

こうした積極的な取組は、町の未来のためにも大切だと思いますので、今後も積極的な研究をしていただければ幸いです。

それでは、続きまして件名2に移ります。件名2、STATION Aiについて。

要旨1、STATION Aiの内容について。

愛知県では全国でも注目を集めているSTATION Aiがいよいよ完成し、多くのメディアでも取り上げられております。先日、私も中村県議のご厚意により、見学をさせていただきました。フリーアドレスの事務所やミーティングスペース、ホテル、ラウンジなど、様々な意見交換ができそうな施設で、これからの活用に期待がされます。

また、鶴舞駅も副駅名としてSTATION Ai前という名前がつき、大村知事も肝煎りの政策であり、今後、日本の中心ともなり得る取組で、愛知県もますます力を入れていくことと思います。

そこで、まずは伺います。このSTATION Aiとは一体どういったものなのか、その内容について伺いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

10月31日に、名古屋市昭和区の鶴舞公園南側にグランドオープンしましたSTATION Aiは、愛知県のPFI事業としてソフトバンク株式会社が整備し、施設の運営はソフトバンク株式会社の100%子会社として設立されたSTATION Ai株式会社が行っています。

このSTATION Aiは、アジア最大のオープンイノベーション施設を目指しており、ここには新たな技術や革新的なビジネスモデルが期待される「スタートアップ企業」と、既存の産業に新たにイノベーションを起こしたいと考えている「パートナー企業」が国内外から集い、交流の中から事業のマッチングが創出されることを目的として整備されました。

オープン時点の会員数は、スタートアップ企業が約500社、パートナー企業が約200社となっており、5年後にはスタートアップ企業の会員数1,000社を目指しているとのことでした。

建物は7階建てで、その中にはカフェレストやコンビニエンスストア、宿泊施設など一般開放ゾーンも兼ね備えております。また、ビル入り口等にはAIカメラが設置されて、人流分析も行っているとのことでした。

会員のみが利用できるオフィスフロアでは、物理的・心理的な壁を取り除くため、可能な限り壁や間仕切りのないオープンな空間として設計されており、スタートアップ企業やパートナー企業など、ここに入居する全ての人に、あらゆる場所で交流が生まれるような空間となることを期待されています。

また、STATION Aiの運営として、コミュニティサイト上での情報交換、様々な交流イベントの企画、コミュニケーションアドバイザーによる個々の事業者へのフォローアップなど、マッチングがより促進される仕掛けが用意されています。

利用料金につきましては、事業者として入会費が年間27万5,000円に加え、ワークスペースとして、例えば1名がコワーキング席を利用する場合、1人当たり月額3万3,000円で会員IDが付与され利用できるようになります。

なお、地方自治体の加入状況につきましては、オープン時点で日進市、豊橋市、岐阜市が会員として入居しており、今後も幾つかの自治体が加入する予定であると聞いております。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。私も拝見して、見応えのある施設だなと思いましたので、皆様もぜひ機会がございましたら見に行っていたいただければと思います。

そして、この取組は、愛知県が全国に先駆け行っている一大事業であります。そして、ぜひとも当市もこの事業に関わっていただければと思います。

そこで、要旨2に移ります。要旨2、犬山市との関わり方についてです。

先ほどご説明いただきましたとおり、非常に県も力を入れて、この事業を行っていただくということが分かりました。こうしたネットワークから新たな発想やテクノロジーが受信され、犬山市の未来にも役立てられると思います。

ぜひ当市も関わりを持っていただきたいと思いますが、当市はどのような関わり方をしていくのか、その展望をお伺いさせていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

当市としましても、STATION Aiの活用を検討したいと考えており、先般、グラウンドオープン前の内覧会に市長が出席するとともに、その後もより詳細な説明を聞くため、再度担当職員で現地に赴いたところです。

行政がSTATION Aiに参加する目的としては、その地方自治体が抱える行政課題について、スタートアップ企業が持つ新たな技術やビジネスモデルを取り入れることで解決に導く可能性があることと考えます。

実績のないスタートアップ企業にとっては、地方自治体と協働すること自体がメリットとなり、実証実験のフィールドとして、地方自治体がパートナー企業となることは魅力があるということでした。

ただし、STATION Aiを活用するためには、会員としての加入が前提であり、先ほども申し上げたとおり、費用が必要となりますが、その費用に対しての効果は未知数であり、成果に要する期間も想定できない性質のものとなります。

また、STATION Aiで活動する職員は、原則登録された人物に限られることから、幅広い行政知識とICT知識も含めて、相当のコミュニケーション能力を備えた職員を人選し、その職員が単独で活動することになります。

STATION Aiは、情報収集の場だけではなく、行政課題の解決に向けた事業の担い手とのマッチングの場となることから、当市においてこの場所を活用すべき具体的なテーマの検討・抽出も必要となってきます。

したがって、現状では、既に会員として加入している先進自治体の情報も得ながら、会員として加入することの適否を見極めてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。犬山市もこうした事業に他市町に遅れを取ることなきよう、関わりを持っていただければ幸いです。そして、こうしたことを進めていく上で、クリエイターやエンジニアを当市に招き入れるためにも、住まいが必要となりま

す。起業されたばかりであれば、まずは賃貸でアパートの1室からスタートするといったこともあるかと思えます。ジャンルは違いますが、昔のトキワ荘のように、アパートからスターが生まれるような、クリエイターが集うようなこともあると考えると、非常にワクワクします。先ほどの件名1と合わせて行うことで、こうした連携もより力を発揮し、クリエイターやエンジニアの育つまちとなっていくことも考えられますので、今後の取組に期待をしたいと思います。

それでは、続きまして、件名3に移ります。

件名3、振込手数料についてです。

要旨1、自治体の振込手数料有料化について。

昨今、様々なものが値上げや有料化となってきております。銀行についても、両替手数料や時間外手数料、そして振込手数料についてなど、銀行の努力もあり、今まで無料で享受してきたものがどんどんと有料化、値上げといった風潮になってまいりました。

そして、自治体においても、振込手数料については、今までは銀行のご協力もあり、自治体からの振込については、手数料は無料ということで、特別にご対応いただけておりましたが、10月より自治体からの送金に手数料が適用されるといった流れになってきました。

9月の総務委員会でも確認をさせていただきましたが、再度確認の意味も含めてと、実際に10月から運用が始まり、この有料化によって、今までと比べてどれほどの支出増が見込まれるか、お伺いさせていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

諫山出納室長兼会計課長。

〔出納室長兼会計課長 諫山君登壇〕

◎出納室長兼会計課長（諫山知真君） ご質問にお答えします。

令和4年3月に、総務省より全国の地方公共団体に対しまして、指定金融機関などの収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなどの対応を促す通知が出されております。

この通知を受けまして、全国の金融機関は自治体に対して、今まで無料または安価であった公金事務の処理に係る経費の見直しの要請を行い、その要請に各自治体が応じている状況でございます。

当市においても、指定金融機関である三菱UFJ銀行より、令和4年5月に正式に「各種公金収納事務に係る経費負担の見直しについての要請」が提出されました。

この要請を受けて、職員・議員に係る給与の振込以外の全ての振込について、令和6年10月から有料化に応じることとしまして、予算の計上をしております。

具体的な1件当たりの振込手数料としては、三菱UFJ銀行の本支店への振込に55円、ほかの金融機関への振込に165円の振込に係る経費がかかります。

1か年度の市全体の総振込件数を約12万件と試算いたしまして、今年度はその半年分として、約6万件の振込に係る経費を市全体で約810万円計上させていただいております。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。非常にインパクトのある金額が増額する見込

みであることが分かりました。これは本来有料であったものが、今までは銀行のご協力によって無料でサービスに享受していたことでもありますので、有料については仕方ない部分は多々ありますが、どうにかして少しでも削減できないものかと思えます。

民間企業ではこうした部分は細かい部分でも削減を心がけたりして、例えば以前の会社などでは、給与振込の口座が指定されており、その支店で銀行口座を作って給与振込を行っていたり、取引先への入金先も可能であれば口座指定したりして、振込金額をまとめたりもしたり、振込回数を減らすような取組をしておりました。

当市においても、莫大な数の振込が行われておりますが、定期的に振込を行っている業者や、同一期日でも何枚かに分かれた請求書などもあることかと思えます。たくさん課をまたいで取引ある会社も多くあると思えますので、可能な限り振込の回数を減らしたり、定期的な取引であれば、振込下限金額などを定めて、ある一定以上になったら振込を行うなどしていくことで、塵も積もればではないですが、大きな削減につながると考えます。事務的に大変な部分もあることは重々承知しておりますが、今後、長い目を見たときに、大きな成果になると思えます。

そこで、再質問させていただきます。

こういった取組により、少しでも振込手数料の経費削減に動けないものかと思えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

諫山出納室長兼会計課長。

〔出納室長兼会計課長 諫山君登壇〕

◎出納室長兼会計課長（諫山知真君） 再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、公金業務に係る経費は今後ますます増えていくので、できる限り経費を抑えていく対応が必要であると十分認識しております。

三菱UFJ銀行から振込手数料の有料化の要請がある前から、当市におきましては、振込件数を減らす取組といたしまして、毎月10日・20日・30日の定時支払いの際に、複数の課から同じ業者へ支払いがある場合は、現在使用しております財務会計システムで処理する際に、1件の支払いとしてまとめて振込ができるように対応しております。

また、9月5日には、幹部連絡会と全課に対しまして振込手数料が有料化となることについて既に周知しております。1件当たりに係る経費を伝え、各課において振込件数の削減に向けた対応を行うように指示をしております。

具体的な対応案といたしまして、まず1つ目に、債権者の振込先口座が複数設けられている場合で、三菱UFJ銀行への振込の選択が可能であるにもかかわらず、ほかの金融機関が振込先として財務会計システムに登録されている場合は、債権者に了解を得た上で登録の変更をお願いしております。

2つ目に、年間契約により毎月支払いとしている場合は、債権者の協力が得られるのであれば、支払い回数をできる限り減らすように協議し、次年度以降の契約の見直しを行う。

3つ目に、物品などは課内で声を掛け合い、まとめて計画的に購入する。

このような対応を通じまして、少しでも振込件数を減らして、経費を抑えていくようなこ

とができるように、引き続き取り組んでまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。現状でも一つずつ着実に取り組まれているようで安心をいたしました。今後も少しでも手数料を削減できるように、着実にいろいろな範囲で取り組んでいただければ幸いです。

今回の事案に限らず、全庁的に固定費や光熱費などについても様々なものが値上げの風潮ですので、今後も少しでも経費の削減に向けて動いていただければ幸いです。

それでは、続きまして、件名4に移ります。件名4、公共工事についてです。

要旨1、働き方改革の対応についてです。

こちらも前回の総務委員会で少し触れさせていただきました。私も長らく建築業界に勤めてきて、工期の厳しい現場も数多く経験をしてきました。私はあまり公共工事には携わってこなかったんですが、民間でも例えば店舗などであれば、お店の休業期間はなるべく短くしたいがために、工事期間はぎりぎりとなっていたり、天候不順でなかなか工事が進まなかったりすると、非常にタイトな工程もありました。現場の完了が最優先事項ですので、夜間であろうが世間の連休であろうが関係なく、追い込まれながらも工事をしていたこともあります。ただ、それも数年前の話で、建設業の働き方改革が施行される前だったこともあり、想定外のこともあったりしましたが、厳しい現場は経験をしてきました。

そして、今回は公共工事の働き方改革の対応についてと挙げさせていただきましたが、私は建築業界、建設業界の知合いは多く、市内の工事にも携わっていたりするのですが、建設業の働き方改革が始まってからも、公共工事現場において従前のように割とタイトな工程で組まれていたりして、現在の働き方に似つかない現場もあるようなお話も伺います。

そして、現在も鋭意工事中の橋五子ども未来園の工事も現在佳境に入り、なかなか大変な現場の様相であるということも伺います。当然、あれだけ斬新な設計の建物ですし、ZEB化といった新しい取組であるので、工期の想定も難しいと思いますし、様々な現場のトラブルもあると思います。

今回は、その現場については現在工事中ですので伺いませんが、そもそも公共工事として、働き方改革後の工程管理や現場管理が現状どうなのか、その辺りを伺えればと思います。

本来、行政物件である以上、民間と比較しても、労働環境がクリーンな現場であり、労働災害もなく、働きやすい環境であることが望ましいと思います。特に本年度4月より働き方改革が施行され、適正な工期設定のガイドラインも出ておりますので、そうあってほしいと思います。

ですが、先ほどのように、なかなか大変な現場が多いのも実情であり、民間企業も含めて、なかなかこうした業務改善に四苦八苦しているのが実情です。公共工事においては、その多くは入札ですので、落札者の責任ということもあろうかとは思いますが、それにおいても公共建築物の発注者として、労働環境の適した現場を提供できるようにしていくことも大切な要素であると考えます。

そして、建設業においては、圧倒的に人手不足なことが社会問題にもなっております。私に関わっておりました建築躯体業に至っては、有効求人倍率8.6倍と、とんでもなく人手不

足であり、働き手が集まりにくい業種でした。確かに危険ですし、重労働ですし、頭も使います。そして、こうした建築業界の人手不足は、他業種に比べても高く、成り手不足は社会問題でもあり、今後こうした公共工事を行う業者、職人が枯渇してしまう可能性も秘めております。

そういった課題から、今回の議案でも出ておりましたが、施工関連の資格要件が緩和されたりとかしてきております。このように非常に貴重な人材である建設技術者の労働環境を改善していくことは、社会的にも重要視されるべきであると思います。

そこで、お伺いいたします。こうした公共工事において、2024年度4月から改正された働き方改革の基準を基とした労働環境で働けるような工期等の設定を想定しているのか、お伺いさせていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

国では、将来における建設業の担い手確保につなげていくことを目的として、令和元年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」をはじめとする「担い手3法」を一体的に改正し、「新・担い手3法」として働き方改革の取組を進めています。

この改正では、特に、働き方改革の推進という点において、発注者の責務として、適切な工期の設定、施工時期の平準化、適切な設計変更が求められるとともに、受注者の責務としては、適正な請負代金・工期での下請契約の締結が求められています。

このことから、本市においては、発注時における工期について、愛知県の基準を採用し、適切に工事等が完了する日数を確保することを、全庁的に共有するとともに、工事関係各課による入札・契約制度に関する打合せを定期的を実施することで、工期以外についても適正な運用ができるよう努めています。

また、週休2日制工事の導入にも取り組んでおり、令和7年度から、土曜日、日曜日を休日とする完全週休2日制工事を実施できるよう要領を策定しました。

対象となる工事は、予定価格が3,000万円以上で、出水期などで工事の期間が制限されないような工事を想定しています。

このほかにも、予定価格の適切な設定や、最低制限価格の見直しなども実施しており、発注者の責務として、働き方改革を推進し、建設業の現場がより働きやすい職場環境となるよう取り組んでいるところです。

◎副議長（諏訪 毅君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。全国的にも入札不調が出てきていたり、東京オリンピックや大阪万博会場も残業規制適用外を要請したりしておりました。当然、犬山市においても、今後も公共工事は数多く発注されていくことと思います。発注する内容についても設計だけでなく、様々な方の意見を基に集約して取り組んでいただき、労働災害等の発生や働きやすい現場の提供ができることを切に願います。

全国で入札不調が相次いでいるということは、現場サイドの進め方と行政が考える適正工

期などとの見方にギャップがあるのではないかと思いますので、ぜひこの辺りもご考慮くださいませう、よろしく願いいたします。

また、入札から工事着工までの準備工の期間についても、もう少し余裕がないと職人の仕事のスケジュールが立てにくい部分があるなど感じます。もちろん注文をもらうつもりで入札には取り組んでいくと思うのですが、競合他社もいることですし、注文が決まってない状態での職人の仮押さえが長く続くのも、職人不足の中、つらい部分があります。正直、昔は発注側が優位に立って物事を進めていた部分があるかと思いますが、今、職人不足となっており、需要と供給のバランスで無理に公共工事をしなくても、民間工事があるといった状況にもなってきております。このまま従前の体制で進めていくと、入札不調や予算の高騰も招きかねないと思います。

建設業界の人手不足は今後ますます拍車がかかり、本当に施工する人がいなくなり、現在60歳前後の技術力の高い方々がいなくなってしまうことが今後起こってきます。それに合わせて、前回の一般質問でお伺いしたように、建物の老朽化もどんどん進んでおり、建て替えや大規模改修などの工事今後出てきます。

時代の流れとこれからのことを考えると、先ほどのように労働環境の改善等は早急に進めていかなければなりません。それに先導する形で公共工事の在り方も変化して、働きやすい現場を提供していくことができればと思います。

若者が建設業で働きたいと思っていただける業界としていくためにも、公共工事等の労働環境の改善が今後も進んでいくことを期待しております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎副議長（諏訪 毅君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩をいたします。

午前11時33分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。5番、小川隆広議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 皆さんこんにちは。5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。通告をいたしました5件の質問をさせていただきます。

まずは、件名1、EV車普及施策についてであります。

この質問をいたしますのは、今年の9月22日に犬山環境グループおひさまが主催をいたしました講演会に参加をしましてまいりました。講演の内容は、今井のメガソーラー発電所に関することでしたので、今回の質問とは全く別の話なのですが、講演後の意見交換会で、電気自動車、いわゆるEV車の普及についてご意見がありました。

そこで、EV車関連の質問をさせていただきたいと思っております。

要旨1、本市のEV車購入の支援の実績を伺いたいであります。

近年は先進国における脱炭素化の波もあって、各自治体が独自に次世代自動車と呼ばれるものの購入に補助を行っているケースを多く見ることができます。本市においても、次世代自動車導入補助金として実施をしております。

EV車に関して質問をする上で、最初にこの次世代自動車導入補助金のここ数年の実績について、お伺いをしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

本市では、令和4年度から次世代自動車導入補助金を交付しております。補助の対象となる次世代自動車とは、ご質問のEV（電気自動車）のほかに、FCV車、これは水素などの燃料電池で発電し、走る燃料電池自動車を含んでいます。

補助額としては、EVは1台当たり5万円、FCVは1台当たり10万円としております。

また、個人での購入のほかに、事業者による購入も補助の対象としています。

次に、補助実績については、すべてEV車（電気自動車）で、令和4年度は42件、210万円、令和5年度は36件で180万円となっています。令和6年度は11月末時点で、24件、120万円となっています。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。毎年実績が出ているということで、理解をいたしました。今年度は当初予算が250万円ということですので、まだ予算額が100万円以上残っているということで、残り4か月弱期待したいと思っております。

では、要旨2に移ります。他の自治体を参考に、EVカーシェアリングを実現できないかあります。

先ほど申し上げました犬山環境グループおひさま主催の講演会の意見交換会の中で、要旨のとおり、他の自治体を参考に、本市でも公用車を活用したEVカーシェアリングを実現できないかというものがありません。

調べてみますと、福島県の白河市では、令和5年12月より公用のEV車2台を白河駅近くに配備をして、平日は公用車として、休日は有料のEVカーシェアリングとして活用して、脱炭素への意識の醸造に取り組んでおみえになります。

また、千葉縣市川市では、こちらのほうは令和5年8月から、タイムズ株式会社の協力を受けながらですが、EV車3両を配備して、EV車の普及促進に努めておみえになります。

こういった取組は拡大傾向にあり、それぞれの自治体に見合った規模で実施をされております。

本市においては、現状、公用のEV車は1台ということで、土日も公務で稼働しておりますので、現状のままでは難しいことは理解ができます。多少時間はかかるかと思いますが、こういった取組ができないものかお尋ねをしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

現在、市役所本庁舎で保有している公用車44台のうち、EV車は、犬山ロータリークラブから寄贈を受けた市長車のリーフ1台であり、公用車のEV化は進んでいないというのが現状です。

EV車の配備を進めるためには、高額なEV車を購入することはもちろんのこと、充電スタンドの設置も同時に進めていく必要があります、多額の費用がかかることが見込まれることから、市がEV車の保有割合を大幅に増やしていくのは難しい状況です。

議員提案のEVカーシェアの実現を検討するには、EV車の保有台数の充実や充電スタンドの設置など、環境整備が整っていることが前提になります。このため、EVカーシェアを実現するには、他市の事例と同様に、民間事業者に運営を委託して実施することが現実的な選択になると考えます。

この場合、新たに配備したEV車を、平日は市の職員専用として利用し、休日に市民の方に貸し出すこととなりますが、実際に実施することになると、配備するEV車や設置する充電スタンドの費用、駐車場の確保など多くの課題が想定されます。

なお、これらの費用を市か民間事業者のどちらが負担するかは、運営を行っていただける事業者との話し合いによると考えます。

現状、本市でこの事業を運営する事業者はございませんが、今後、事業者から提案があれば、費用面も含めて総合的に判断していきたいと考えます。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。本市単独ではこの取組は大変厳しいものと感じました。他の自治体もそうですが、やはり民間事業者の協力が不可欠とも感じました。世界的に脱炭素化の流れもあります。答弁にもありましたが、事業者からの提案に期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。件名2、EVバスの導入の可能性についてであります。

件名1の続きで、EV車の関係にはなるのですが、EV車の普及施策とは異なりますので、件名を分けさせていただきました。

EVバスについては、令和5年2月の定例議会で、大井雅雄議員が質問をしております。このときはせっかく再編をするのだから、化石燃料のバスから電気バスにしてはどうかという質問に対し、市民部長の答弁では、航続距離や充電ステーション設置など、走行環境が適当なのかどうか、経費負担面などで情報収集に努め、引き続き検討を進めるといったもので

した。

資料1をご覧ください。

これは犬山市地域公共交通計画という大変分厚い計画書の中から、計画目標と、目標を達成するために実施する事業と達成状況の評価、これを抜粋したものであります。令和6年2月に公になっているものですが、この61ページの⑫に、電気バス等の導入を掲げております。

本市におけるEVバスの運行については、依然として交通事業者の営業所所在地や運用、充電ステーションの課題があるとは思いますが、脱炭素化を期待する声もあります。

今日のところは、どのようなタイミングで購入することを考えて掲げているのかということもありますが、可能性についてお伺いしたいと思えます。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

EVバスの導入については、令和3年頃から情報収集に努めていますが、1回の充電で走行できる航続距離に制限があること、充電インフラの整備に多額の費用がかかること、バッテリーの寿命やトラブル対応など、当市で実走するためには依然として課題があると認識しています。

そのため、地域公共交通計画において、「電気バス等の導入」を環境負荷軽減、災害対策の施策として位置づけていますが、EVバスの導入については、時期尚早と考えますので、交通事業者と調整を図りながら、引き続き情報収集に努めていきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。EVバスもラインナップが増えて、充電1回当たりの航続距離は大分延びた印象があります。しかしながら、部長の答弁にもありましたように、犬山市内で、例えば、現行のわん丸君バスの路線を難なく運行できるかという、相当不安であることは同感でありますので、理解いたしました。

しかし、当時の大井雅雄議員の質問に対する答弁にあったのですが、本市の車両更新の目安、これがおおむね12年で55万キロメートルということですので、平成25年ダイヤ改正から走行をしている3両がそろそろなかなというふうには思っております。

令和4年の日野自動車のエンジン不正問題の頃は、日本全国的にバスの購入に相当の待ち時間が発生をした状況があったと聞いております。EVバスを選ばざるを得ないというような極端な状況はないとは思いますが、鋭意情報収集に努めていただきたいというふうに思えます。

次の質問に移ります。件名3、地域公共交通計画の諸施策についてであります。

本日、この質問をいたしますのは、つい半年前に新たに策定された地域公共交通計画についてであります。大変すばらしいもので、策定のプロセスや策定の段階での将来予想、完成した段階での計画としては申し分ないものだったと思っております。

しかしながら、今年に入ってから、地域公共交通を取り巻く環境の変化は大変大きいもので、市民約7万人規模の本市であっても、公共ライドシェアの取組をせざるを得ないといっ

たような状況になっております。

このような、誰にも予見ができなかった、もしくは予見はしていたけど、変化の速度が急激に早まった、こういった部分については、将来予想にこれから入れていく必要があると感じたからであります。

そこで、まず、要旨1であります。

公共交通の総利用者数を増やしていく目標についてであります。

本日の資料には記載がありませんが、公共交通の総利用者数は、これを増やしていく目標があります。これは名鉄電車やタクシーも含めたものであります。今回は、この増やしていく目標がある中で、減便が続くバスについてお伺いをしたいと思います。

今年10月8日であります。武蔵村山市議会様が、公共交通政策の行政視察として、犬山市にお見えになり、同席をさせていただきました。そのときに、本市の防災交通課の説明でわん丸君バスのとある路線1便当たりの平均利用者数が3人台だったということで、愕然といたしました。というのも、これまで様々な市町村で路線バスやデマンド交通に乗車してきましたが、1便平均が3人台だと、1日の利用者数では、30人前後となり、利便性を考慮しながら、路線バス方式なのか、デマンド方式なのかを真剣に議論をしなければいけない、そういった利用者数まで落ち込んでいると感じたからであります。

まずは、わん丸君バス全路線での1便当たりの平均利用者数と、1日当たりの平均利用者数、これについて、最盛期と現状を伺いたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

わん丸君バスを月別に見て「1日当たりの平均乗車人数」が、新型コロナウイルス感染症発生前に最も多かったのは、令和元年12月の534人で、「1便当たりの平均乗車人数」は、5.8人でした。

また、直近の令和6年10月では、1日当たり451人、1便当たり5.9人となっています。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。本日の答弁を聞いて、全路線にすると、1便当たりの平均が5人を超えた数字で維持をしているということで、楽観視はできないものの、若干安心をいたしました。

また、減便された中で、1便当たりの平均の人数、こちらはむしろ上がっているということで、私の中では誤算ではありましたが、理解をいたしました。しかし、総利用者数で言えば減少しているということには変わりはないと思います。

再質問をさせていただきます。

確認のためですが、利用人数について当局の分析についてお伺いをしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

先ほどお答えしました、わん丸君バスの1日当たりの平均乗車人数は、コロナ前の最盛期と比べると83人減少し、1便当たりの平均乗車人数では0.1人微増しています。これは、令和5年12月の再編で、利用者が少なかった朝夜の便を中心に、92便から76便へ減便したことで、利用者が減少したことが考えられます。

一方、1便当たりの平均乗車人数が最盛期とほぼ変わっていないのは、減便により、乗られていたお客様がそのほかの便に乗るなど、バス運行の効率化が図られたものと分析しています。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。私も便数が減少したことによって、効率化された結果が出るということは誤算でした。しかし、わん丸君バスの事業規模で言うと、1日当たり83人減少しているというのは、やはり大きいと感じました。

再々質問させていただきます。

増加をしていく目標があるということは、限られた運行回数の中で、いかに1日当たり83人を超えて利用者数を増やしていくかということになるかと思えます。本市では様々な取組をしており、私も参加をさせていただいている、ほかの市町の公共交通に関わる住民団体からも、犬山市の取組に関しては一定の評価をいただいております。

しかし、逆に参考にしたい取組もあり、例えば大口町では秋のふれあいまつりの際に、1日だけではありますが、バス無料デーを実施をして、大口町コミュニティバスの利用促進につなげています。

本市の場合は、わん丸君バスが土日運休ということもあり、一様にまねをすることは難しいと思いますが、こういったことを参考に、実際に年齢条件などに関係なく、利用促進ができる機会を設けられないものかと、また、これにかかわらず、今後の対策について何かお考えがあれば、お伺いをしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再々質問にお答えします。

まず、議員ご提案の大口町が実施している「ふれあいまつり」の日の無料乗車について、先ほど議員もおっしゃられたように、わん丸君バスは土日運行していないので、当市で同様の取組をすることは考えていません。

一方、当市では、これまでに、わん丸君バスの利用者を増やすための取組として、65歳以上の運転免許証返納者のうち希望者への回数券配布、85歳以上の高齢者や小学生が割安となるパス券制度、小中学生向けの夏休み、冬休み、春休みの無料乗車、子どもたちの絵画や塗り絵、川柳の車内展示などを実施しています。

また、産業振興祭では会場にバスを展示し、利用したことのない方にも、実際に乗ってもらったり、乗り方を案内するなど、バスに触れる機会を設け、利用のきっかけづくりを行っています。

さらに、昨年度に続き今年度も、11月の県民の日学校ホリデーに、移動手段として、より利用いただけるよう、小中学生とその付添いの人が、わん丸君バスに無料で乗車できる取組も実施しています。

当市としては、引き続きこれらの取組を継続しながら、利用者の増加につなげていきたいと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。今日の段階での当局の考え方は理解をいたしました。

これまでの取組は引き続き継続をしていただけるということなので、それが先に申し上げた、1日当たり83人を超えて利用者を増やしていく、そういった取組になっていくことを期待したいと思います。私も微力ながら応援をさせていただきたいというふうに思います。

次の要旨に移ります。要旨2点目、地域公共交通計画を見直す必要性についてであります。

先に申し上げたように、本市における公共ライドシェアの実施は、分かりやすい地域公共交通を取り巻く急激な変化だったと思っております。本日、出させていただいた資料①地域公共交通計画の60から63ページにかけて、実施事業が詳細に記載をされていますが、当然といえば当然ですが、公共ライドシェアの記載はされておられません。交通権の確保という観点からも、やむを得ない選択というか英断だったと思っております。これだけではありませんが、私も以前は交通関係の職場にいて、労働組合で様々な交通政策を勉強する機会はありましたが、これだけの変化はなかなか見ないと思っています。

資料1の65ページをご覧ください。

計画の達成状況の評価があります。表の計画の評価、検証スケジュールでは、毎年必要に応じて部分見直しといった記載があります。私は、英断は評価をしております。進まなければならない状況でした。その後であります。地域公共交通計画について、部分的に見直す必要があると考えますが、当局の考え方をお伺いしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

地域公共交通計画に位置づけられた事業は、PDCAサイクルにより、毎年度、各事業の進捗を確認し、評価内容を次年度以降の事業へ反映することとしています。

また、地域公共交通計画の期間は5年間となりますので、中間年度となる令和8年度と最終年度の令和10年度には、計画の達成状況の評価・検証を行い、必要に応じて見直しをしていく予定です。

現在実施している公共ライドシェア事業は、本来であれば、計画へ位置づけて実施すべきものでありますが、急遽決定した岐阜バスの減便に対応するための臨時的な措置として、中部運輸局愛知運輸支局と調整し、進めてきたものでありますので、見直しは行いません。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。公共ライドシェアは臨時的な措置で

あることと、あくまで地域公共交通計画については、基本的に令和10年度までこの計画でいくということで理解をいたしました。

再質問をさせていただきます。

では、この計画でお話をしたいと思います。私はこの計画の範疇でもやれることをやって、不測の事態に備える必要があると考えます。そこで、資料1であります。地域公共交通計画の61ページでは、実施事業として、デマンド型交通やパーソナルモビリティなどの商業輸送の調査研究があります。やはりこういったものも進めていくべきと考えますが、当局の考え方を伺いたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

わん丸君バスを補完するための少量輸送などの研究としては、まずは、12月から始まった公共ライドシェアの実施を、令和7年度も継続し、分析していく予定です。

そのため、令和7年度における市単独でのデマンド交通等の少量輸送の実施は考えていません。

既に、総合的な交通施策見直しとして、今年度から、わん丸君バスを補完し、少量輸送であるタクシー業界の活性化を図り、将来的に市内での安定したタクシーの供給の確保を目指すため、タクシー助成事業の拡充をしています。また、来年度も、さらなる拡充をしていきたいと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。当局の考え方として、商業輸送はまずタクシーということで理解しました。令和7年にタクシー助成をさらに拡充するということは、前にも伺っていましたが、改めて確認をいたしました。

もちろんタクシー事業を活性化していくということはとても重要な施策だと思います。一方で、交通弱者に寄り添った形の交通モードについても研究が必要だと思いますので、その辺りを、タクシー事業者とよく調査研究をしていただけたらというふうに思います。

それでは、次の要旨に移ります。要旨3、わん丸君バスの次回再編についてであります。

2024年問題に対応した令和5年12月のわん丸君バスダイヤ再編については、当局も大変苦労して再編されたことは理解をいたしております。

そもそも便数を減らさなければならない中で、住民要望や意見に耳を傾け、限られた条件の中でベストを目指していただいたというふうに思っております。

しかしながら、減便の影響は大きいと感じています。実際にバスに乗車すると便数が減ったことに対するご意見が多いのですが、建設的なものだと時間や乗り継ぎの工夫に関するご意見、ご要望も耳にいたします。まだまだわん丸君バスにも可能性があると感じる反面、次回再編に対する期待も大きいものと感じました。

我々にも責任の一端はあると思っておりますが、次は令和8年の12月だからということで強調した部分もあり、それまで期待して待っているというような利用者が少なくありません。

そこで、市としてはどのような規模で、どのような再編を考えているのか、また、再編に向けてスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和8年12月の再編について、来年度の地域公共交通会議で協議を進めていく予定のため、現時点において、内容は何も決まっていません。

ただし、現在の交通事業を取り巻く環境として、運転手不足の問題やコミュニティバス車両の確保が限られている状況を考えると、バスの増便や運行時間の延長、土日の運行という拡充施策は難しいものと考えています。

そのため、再編の内容としては、現状の運行維持を基本としつつ、市民の利便性を考え、対応可能な地域要望に応じる、一部の時刻表の見直しなどの小規模なものになると考えています。

また、再編のスケジュールについては、今年度末までに、町会長とバス利用者にアンケートを実施し、令和7年度に、現在の運行の課題や地域要望を踏まえ、地域公共交通会議で再編案を協議してく予定となっています。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。再編の規模については、小規模な一部の時刻表見直しで考えているということで理解をいたしました。恐らく利用者の期待を考えると、相当緻密なダイヤ調整が必要になるのかなと思います。

現場の運転手さんが緩衝材となって、ご意見、ご要望を吸収している部分があると思いますので、運転手さんの声も聞きながら、よく分析をしていただきたいと思います。

あと1点、今の犬山市の姿は、これまでの立地計画の結果でもあると思っております。想定していなかった部分はあるかと思いますが、交通権の確保に関して、自治体も責務があると考えておりますので、その点も踏まえて、地域公共交通をつくらせていただきたいというふうに思います。

再質問をさせていただきます。

臨時的な措置だったとしても、無視をできないのは公共ライドシェアであります。本市に対して、通勤・通学の足の確保を責務として住民から求められた、そういったものだと思っております。当然、この実施結果の評価次第では、わん丸君バスにも影響があるものと考えています。

運行を開始した本市のライドシェアについては現状、令和8年の3月までの運行を予定しています。これまでの再編スケジュールを考えると、令和8年12月の再編までに公共ライドシェアの総括を完了して反映することの可否を決めていくのは、スケジュール的に相当難しいと考えます。

さきの利用者の期待も含めて熟慮するために、あえて実施時期を遅らすことも一つの選択肢だと考えますが、当局の考え方を伺いたしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

令和8年12月の再編は、前回から3年しか経過しておらず、これまでの再編期間5年に比べ、2年短いものとなっています。

これは、今後の地域公共交通計画の見直しとバスの再編を連動することができるようにするためのものです。

また、先ほどお答えしたとおり、次回再編は、小規模なものを想定しているため、令和8年12月の再編スケジュールを遅らせることは考えていません。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。当局の考え方を理解いたしました。

先ほどの答弁で、小規模な一部の時刻表見直しで考えているとのことでしたが、その中で可能な限り住民利用者の要望に沿って、少しでも多くの要望の解決と地域公共交通計画の達成率の向上を期待をして、次の質問に移りたいと思います。

件名4、移動投票所についてであります。

国政、県政、市政、どの選挙も投票率の向上というのが、大きな課題であることは皆さんご承知のとおりで、過去の議事録を検索しますと、多くの議員から、投票率の向上について様々な発言があり、令和5年6月定例議会では、私も日本共産党、犬山市議団の岡村千里議員から、高齢化が進む中で、投票しやすい投票所をとということで質問をしております。

地区ごとの投票所の立地条件で、投票行動に影響があるのかなと感じましたが、この中で、高齢などで選挙に行きたいのに行けない人への投票の権利を保障するための配慮が不可欠であるとの主張があり、これについて私も同感であります。

しかしながら、いたずらに投票所も増やせないのが、工夫が必要ということで、このときの経営部長の答弁は、先進的な取組を参考に、有権者の投票する機会の確保に引き続き取り組むということでした。

今回は先進事例として数多くある移動投票所について、その可能性について伺いたいと思います。

移動投票所であれば、期日前投票の際に、毎日別の場所で実施することもできます。実際、千葉県の銚子市ではそのような運用をされており、また茨城県日立市では、高校生を対象に、期日前投票の期間中に、各高等学校に出向いているようです。

本市においても、車両を準備して、期日前の移動投票所にできないか、お尋ねをしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

移動投票所については、これまでの議会でお答えしていますとおり、移動投票所に勤務す

る人員の確保や車両、パソコンなどの設備に係る費用面からも、現状、導入することは難しいという結論に変わりはありません。

また、選挙期間中に市内各所を回ることになるため、移動中の事故やトラブル、個人情報の保護など、安全性やセキュリティの問題も懸念されます。

ただ、議員ご指摘のとおり、今後、高齢化がさらに進み、期日前投票所を開設していても、投票所に来る方がほとんどいないという状況になれば、期日前投票所を閉鎖し、移動投票所を設置するという可能性の一つとして検討することになると考えます。

投票率向上の取組については、引き続き、調査、研究を進めてまいります。

なお、本市においては、移動手段を持たない方でも期日前投票所を利用してもらえるよう、わん丸くんバスの無料化に取り組んでいることから、まずは多くの方にこの施策を知っていただき、利用してもらえるよう、引き続き積極的に周知を行ってまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。当局の考え方は理解をいたしました。有権者の投票する機会の確保、保障のためにも、引き続き、投票率向上の取組について調査研究を進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

件名5、福祉会館の跡地利用についてであります。

こちらについても大変多くの方が気にされており、私たちの党の犬山市議団の意見交換会でも話題となりました。跡地利用については、令和6年2月定例議会で、こちらも岡村千里議員から、施政方針に対して質問をいたしました。その際には、史跡指定内では建設はしてはいけないとされているが、全域指定が決まったわけではないと、答弁をいただいております。

まだそれから半年しか経過はしていませんが、直近の全員協議会の席で、犬山城管理委員会の報告があり、若干の方向性というか、動きがあったように伺いました。

福祉会館跡地の今後のビジョンについて、可能な範囲で詳細にお伺いをしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山城の大手門枳形跡の一部である犬山市福祉会館跡地の史跡追加指定と整備については、令和4年度以降、犬山城管理委員会及び犬山城調査整備委員会での審議、文化庁との協議を行いながら検討を続けています。

検討を行う中で、古写真が残っている大手門の復元の可能性についても確認しましたが、もともと建っていた場所を特定することができず、現時点では復元は極めて困難であることが分かりました。

審議を重ねた結果、令和6年3月28日に開催した犬山城管理委員会で、「福祉会館跡地全体を史跡指定した上で、将来的には大手門の復元を目指すものの、当面の整備について早急に内容を固めて実現する」という、福祉会館跡地の整備に関する大きな方向性がまとまりま

した。

その後、この場所の役割を5つに整理し、どのように具現化するかについて、学術的かつ技術的な観点から検討を行っているところです。

この場所の5つの役割は、①「史跡としての価値を発信する場所」であること、②「犬山城について紹介し、来訪者が学習できる場所」であること、③「犬山城を見学する際の起点となる場所」であること、④「江戸時代の大手口から城内への入城ルートを体感できる場所」であること、⑤「堀や土塁の規模を体感できる場所」であることです。

具体的な検討内容について申し上げますと、発掘調査で確認された堀や土塁などの遺構をどのように整備するかについて、高さ、深さ、表示範囲などの検討を行っているほか、来訪者への「分かりやすい解説看板」、視覚障害の方にも理解していただけるような「触れる立体模型」の設置なども検討しています。

また、敷地全体を追加指定範囲とするため、トイレ、休憩所などの便益施設を設置することができるのかについても検討しています。

福祉会館跡地の整備に向けたスケジュールとしましては、引き続き、委員会での審議、文化庁との協議を行いながら、市民への説明会も開催してご意見を伺い、今年度中には福祉会館跡地の整備方針を含む「史跡犬山城跡整備基本計画」の案を作成し、次年度早々にパブリックコメントを実施する予定です。

その後、基本設計、実施設計を経て、最短で令和9年度に整備工事に着手する予定です。

なお、史跡追加指定につきましては、福祉会館跡地全体を追加指定する手続を年明けに行なってまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） 詳細なご答弁ありがとうございました。答弁の中で、史跡全域を追加指定範囲にするということの方向性について今日は伺えたので、理解をいたしました。

あの空間だけがいつまでも更地というのは、観光客にも地域住民にもよくないのかなというふうに思っておりましたが、最短で令和9年に整備工事に着工とのことでしたので、観光客にも住民にも、よりよいものになることを期待をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

◎副議長（諏訪 毅君） 5番 小川隆広議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時45分 休憩

再 開

午後1時55分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。18番、大沢秀教議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、創犬会、大沢秀教でございます。私は今議会、事前に通告いたしました3件につきまして一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目、市街化調整区域内地区計画運用指針の改定についてでございます。

去る10月15日の全員協議会の折に、行政からの報告事項として市議会にこの件が報告されました。私がかねてより市街化調整区域の持続可能な将来のために、市が独自のまちづくりをしていくことは不可欠であると、この議会の場におきましても提案を続けてまいりました。そのための政策が一步ずつ前へ進んでいるものだと理解をしておりますが、今議会の一般質問の初めに、この運用指針の改定について質問をさせていただきます。

資料を配付させていただいております。資料1でございますが、できれば質問の後でお読みいただければ、概要になっておりますので、分かりやすいと思います。

まず、ここ犬山市は、約74.9平方キロメートルの面積のうち、14.1%が市街化区域、残りの85.9%は市街化調整区域であります。

市街化調整区域とは言いましても、区域の線引き以前から住民の暮らしはあったわけであり、もちろん地域コミュニティもありました。既存の地域の暮らしを持続的に後世へつないでいく、これは市にとっての大きな課題であります。

そこで、要旨1点目、運用指針の改定をする目的と経過についてでございますが、都市計画マスタープランの全体構想、都市づくりの方針の中で、準地区拠点の土地利用の方針といたしまして、市街化調整区域において公共公益施設や鉄道駅、都市基盤など、一定の既存ストックが整った地域では、新たな定住人口の受皿として、それら既存ストックを生かした地区計画制度の活用や、条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図りますというように記述されています。

この方針に基づきまして、地区計画制度が活用できるよう、運用指針を改定していくものだと理解をするものでありますが、今回改定をするに当たっての市の思いと目的はどうか、また、改定までどのような経過で進められてきたのか、改定はいつから行われるのか、お尋ねをいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市街化調整区域内地区計画運用指針の改定についてお答えする前に、その前提となる市街化調整区域に係る開発行為について説明をさせていただきます。

本来、建築物を建てるのが厳しく制限されている市街化調整区域での建築については、都市計画法第34条各号に、建築のための開発許可の要件が規定されており、同条第10号の要件において、地区計画に定められた内容に適合する建物の建築等を目的で行う開発行為は、許可することができるとされています。

この市街化調整区域内における地区計画は、市街化調整区域の趣旨や性格を変えない範囲において、詳細な土地利用の計画を策定し、計画的かつ適切な土地利用を図る制度で、都市

計画法に基づき、土地利用や建築物などの用途のほか、道路や公園緑地などの地区施設の整備を都市計画として決定するものです。

犬山市においては、令和3年1月に市街化調整区域内地区計画運用指針を定めており、今回、令和5年3月に新しい犬山市都市計画マスタープランを策定したことや、令和5年12月に愛知県の市街化調整区域内地区計画に係るガイドラインが改正されたことを踏まえた上で、犬山市の抱えるまちづくりの課題の解決を図るため、運用指針を改定するものです。

今回の改定は、議員がおっしゃるとおり、都市計画マスタープランに位置づけた「準地区拠点」を中心に、定住人口の維持に向けた住宅の立地や、商業など生活サービス施設の立地に係る規制を緩和できる地区計画を活用して、地域コミュニティの維持、活性化に向けた取組を進めることが狙いとなります。

具体的には、市内人口の約35%が居住している市街化調整区域において、生活利便性、特に車を持たない方たちの日常の買物に課題があることを認識しており、これを解決するため、商業施設について、犬山市都市計画マスタープランに基づき適正に立地できるよう地区計画の活用を図るものが含まれております。

市街化調整区域内における生活利便性の向上を目的に、商業施設の立地を前提とした地区計画は、国の技術的助言である都市計画運用指針では位置づけがあるものの、愛知県のガイドラインには盛り込まれておらず、県内では初めての基準となるため、昨年度から愛知県と対象区域や建築物の用途、規模などの要件について協議を進め、9月にこれらの協議が調い、10月に犬山市都市計画審議会の了承を得たところです。

改定の時期につきましては、パブリックコメントの結果を踏まえて、年内に決裁を受け、来年1月当初から運用を開始する予定となります。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。市の抱えるまちづくりの課題の解決のため、当局には意欲的に取り組んでいただき、答弁にもありましたが、愛知県内では初めての基準として、年明け1月から運用が開始されるというように答弁をいただきました。

パブリックコメントの受付も今週月曜日まで行われていたようでございます。市民の期待の声が多く寄せられているものと思いますので、結果の公表も楽しみにしたいと思います。

要旨2点目に移ります。運用指針の改定によって可能になる地区計画で期待できるまちづくりの効果についてでございます。

このたび市街化調整区域内運用指針が改定されることによりまして、地区計画による土地利用が行われ、地域の活性化に向けたまちづくりの取組が可能になっていくということですが、例えばどのような変化が期待できるのでしょうか。できればイメージしやすいように、分かりやすいご答弁をお願いしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

現在の運用指針には、市街化調整区域内の鉄道駅周辺や既存集落などにおいて、住宅など

の立地を可能とする住居系の地区計画や、幹線道路の沿道において工場等の立地を可能とする産業系の地区計画などがあり、これらの地区計画を策定するに当たって、位置や区域、規模などの要件を定めています。

これらの地区計画は、住宅用地や工場用地などの開発のほか、既存集落内での住宅の立地緩和にも活用できますが、その主体は地権者や事業者であり、運用指針の内容に沿って計画を立案し、市長に対して提案するものです。

先ほどの答弁でも触れさせていただきました、今回の改定における特徴としましては、市街化調整区域内での商業施設の立地が可能となる地区計画のメニューを追加したことです。

現時点ではあくまでも改定案となりますが、これにより、犬山市都市計画マスタープランにおいて「準地区拠点」として位置づけた、富岡前駅、善師野駅、前原東交差点または日の出団地交差点から半径500メートルの円内の区域において、接道する道路や交通状況など諸条件を満たした上で、地区計画の面積は5,000平米以上、建物の床面積は3,000平米以下のスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの立地を可能とする地区計画を定めることができるようになります。

近年の生活利便サービスを提供する商業施設は、ライフスタイルの変化もあり、取り扱う商品、サービスが複合化し、コンビニを除いて多くは、店舗面積が1,000平米以上となっております。

今回の改定により、従来はこの規模の商業施設の立地ができなかったこれらの地域において、地区計画を定めることにより、身近なところにスーパーマーケットやドラッグストアが出店できるようになるなど、地域の方の生活利便性が大きく向上する可能性に期待をしています。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。具体的にというお願いに答えていただきまして、詳細に例を挙げてお答えいただいたと思います。

これまで都市計画マスタープランで準地区拠点というように位置づけられていまして、結局はそんなに変わらないじゃないかと、そういう質問を何回もしてきた覚えがありますが、壁があったわけでありましたが、この運用指針の改定によって、地域の方の生活利便性が大きく向上する可能性に期待していると、そういう答弁の締めにも私も大いに期待しております。

ちなみに一言付け加えますが、この改定は、市民の一部の間で反対署名を集める運動が起きている対象の施設、この施設の建設を可能にするための改定ではありません。それを明確にできたと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2件目でございます。都市美化センターの事業終了後の跡地についてでございます。

これも資料を付けさせていただいております。簡単な図面でございますが、資料2でございます。

要旨は1点、都市美化センターの跡地について、どのように考えているかということでございます。

先日、新しい2市2町による新ごみ処理施設の起工式というのが行われまして、令和10年

度からの新施設稼働によって、市都市美化センターは事業を終えることとなります。その後の現在の施設についてどうしていくのか。これもまた、市にとっての課題になってまいります。

そこで、現時点での市の考えについて、質問をさせていただきたいと思います。

いろいろ申し上げますのでお答えいただきたいと思います。この現在の施設、なるべく早期に壊す方向でいくのか、または、しばらく先送りするしかないのか。壊すということになれば、新施設では共に事業を行っていくことになる江南丹羽環境管理組合の現在の施設と、その関係、順番等についてはどうなるのか。

また、現在の都市美化センターの敷地内には、わん丸エコステーション、ほかの施設もあります。敷地内のそういった施設の今後はどうなるのか。

都市美化センター建設に係る協定が結ばれている地元地区との調整などは必要にならないのか。

以上、ばらばらと申し上げましたが、現時点での市のお考えをお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

犬山市都市美化センターには、廃棄物処理施設として焼却施設、破碎施設などのほかに、先ほど議員もおっしゃいましたが、敷地内にはわん丸エコステーション、折り畳み式のごみ収集容器、ネットステーションですが、その置場等の施設があります。

新ごみ処理施設稼働後に不要となる焼却施設、破碎施設等といった施設については、令和10年4月の新ごみ処理施設稼働後、都市美化センターに残ったごみの焼却、ごみピットや機器の清掃などを経て、解体工事に着手したいというふうに考えております。

解体に対しては国からの交付金がありますが、江南丹羽環境組合等との調整が必要となります。現在の制度上、新施設竣工年度の末日から3年以内に解体工事に着手するということが原則となっていることから、速やかに解体工事に着手したいとは考えていますが、遅くとも令和13年度には着手できるよう、調整を進めていきます。

都市美化センターの跡地については、わん丸エコステーション等、新ごみ処理施設稼働後においても、必要となる施設を再配置したいと考えているところではありますが、具体的な検討にはまだ至っていません。

今後、都市美化センター設置時に、地元である塔野地区、善師野区と締結した協定を守ることを大前提に、必要に応じて地元との合意形成を図りながら決定したいというふうに考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁ありがとうございます。なるべく速やかに解体をするというお考えをお聞きいたしまして、安心いたしました。ただ、答弁にもありましたように、解体にも多額の費用がかかってまいります。国からの交付金についてもどう使っていくか、まだ調整が必要ということですので、国の動きにも目を光らせていただいて、市の財政のた

めにしっかりお願いしたいと思います。

また、これまで積んできた基金については、我が会派の光清議員が明日議論してくれると思いますので、期待をしております。

最後に、都市美化センターの地元との協定には、事業終了後の細かなことまではありませんので、これから地元地区との対話を続けていただく中で、合意をいただいて進めていただきたいと、そのように思います。

それでは、3件目に移ります。3件目、県境を越えた岐阜県多治見市との連携についてという質問でございます。

多治見市と我が犬山市は、当市の東部の山中、山の中で隣り合っておりまして、市境、すなわち県境はかなりの長さがあります。地図によりますと、距離にして3キロメートルはあります。であります、車で直接多治見市へ入ることはできません。歩いては行かれますけれども、これもなかなか大変でございます。

私は仕事柄、若い頃からよく多治見市に出かける用事がありまして、親しい友人もおりますし、個人的には大変親しみを感じている隣町であります。

当市が隣接する自治体を挙げてみますと、小牧市、大口町、それから扶桑町、それから木曾川を挟んで各務原市、そして、そのお隣の坂祝町で、犬山市の東へ行けば、岐阜県可児市、そして、多治見市であります。

小牧市、大口町、扶桑町は、県内でもありますし、言うまでもなく、公式に様々な関係がございます。各務原市と当市も様々つながりがありますし、坂祝町も名勝日本ラインを共有するご縁で、行政も議会も交流がございます。

多治見市はと言いますと、隣接地でありながら、これといった交流というのが私には思い当たりません。そこで、今回の一般質問3件目でございます。

私が多治見市と連携して取り組むべき課題としてお聞きしたい、まず3点の要旨について質問をさせていただきます。

1点目でございます。歩いてしか行けない多治見市であります、県境、市境など関係なく移動を続け生息をしているのがイノシシであります。10数年前には想像もしなかったぐらいに我々の近くまで迫ってきています。

この有害鳥獣対策については、県境を越えた連携が不可欠だと、過去の議論でも確認をしております。これまでも県境を超えての情報共有や意見交換、懇談などを行っていると思いますが、多治見市とのそういった連携の現状と実績、また今後の連携の必要性について、どのように考えるか、要旨1点目としてお尋ねをいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

有害鳥獣による農作物被害対策の分野では、平成29年度に犬山市からの声かけで、多治見市を含む近隣市との広域連携を始めています。

連携の取組を始めた理由としては、当時、市内でイノシシの生息範囲が拡大し、イノシシ

の捕獲頭数も急増する中で、県境や市境の山伝いに自由に行き来する有害鳥獣への対策について、近隣市との情報共有により被害対策を進めていくことを考え、本市と山で隣接する多治見市、可児市、春日井市、小牧市、東部丘陵でつながる瀬戸市の参加で、毎年「イノシシ被害対策連絡調整会議」を本市で開催しています。

これまでの開催実績として、平成29年度は2回、30年度も2回、令和元年度は1回、令和2年度、3年度は新型コロナのため書面開催しております。令和4年度以降は年1回のペースで開催しております。

会議では、農作物被害の状況、被害防除や捕獲駆除などの対策、それから、捕獲後の処理方法や広域でのジビエ利用などについて情報共有を図り、対策に関する様々な意見交換を行っています。

今年度は、8月9日に会議を開催し、多治見市からは、森林に深刻な被害を及ぼすニホンジカの増加が推測される情報の提供があり、本市においても、山中でイノシシ用のワナにニホンジカが錯誤捕獲されたことがあり、生息動向を注視しているところです。

今後も本市が事務局となって「イノシシ被害対策連絡調整会議」を開催し、多治見市をはじめとする近隣市と情報共有を図り、連携を深めてまいりたいと考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。答弁いただきましたとおり、イノシシ被害対策について、さらに連携を深めていただきたいと思います。

それにしましても、イノシシだけではなく、ニホンジカの増加が推測されるようになりますと、ますます大変なことでありますので、当市に被害が広がらないようにしっかり連携して、対策していただきたいと思います。

それでは、要旨2点目に移ります。

犬山市にとって大変重要な五条川、そして入鹿池の水であります。これを遡っていけば、多治見市が源流となります。我が市東部の山中で隣り合っている多治見市とは、環境という面でも意思疎通や情報の共有が大変重要だと考えますが、多治見市とのこれまでの関係、対話などを行ってきた実績はどうであるのでしょうか。

また、これについても今後の課題と連携の必要性について、どのように考えておられるかお尋ねをいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

五条川上流エリアは、自然環境に恵まれ、多様な生物の生息が確認されており、環境保全に取り組む必要があると考えています。

五条川源流となる多治見市内において、残土処分場や太陽光発電事業が実施されていますが、水質汚濁などの公害を防止し、市民の健康及び環境を保全することを目的として、多治見市、犬山市、残土処分場事業者の3者による環境管理協定を平成15年度に締結しています。

この協定では、搬入する残土や水質の検査結果の報告、管理目標値の設定、異常が確認さ

れた場合の操業停止基準やその後の対応などを規定しており、年に1回、多治見市、犬山市、事業者の3者で、現地確認を含めた事業の進捗状況の確認を行っております。

事業者が実施した残土や水質調査、市で実施している水質調査、魚類生息調査では、結果に大きな変化は見られないところから、環境が保全されているものと考えており、何かしらの課題が生じているような状況ではありません。

多治見市内で実施される事業であっても、場所や事業の内容によっては、五条川上流エリア及び入鹿池の環境保全のため、対応していく必要があるため、今後も多治見市と連携を図っていきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。多治見市、犬山市、そして事業者による環境管理協定を平成15年度に締結していたということ、改めて確認できました。よかったと思っています。その後も共同で調査を行ったりという答弁をいただきました。

それで思い出したんですが、ちょっと余談です。ちょうど平成15年ぐらいまでだったと記憶をしていますが、名古屋テレビでレッツドン・キホーテという番組がありました。私、大好きな番組だったわけですが、この番組では、入鹿池、五条川の上流に何度もロケに来ていました。この番組、ふだんは大変楽しいアウトドア番組でありましたが、出演者の中本賢さん、昔はアパッチけんと言っていましたけども、中本賢さんが八曾の川の中で、何て言うか、底ざらえみたいに、ががああやって魚を取ることをやっております、絶滅危惧種の、あのときは多分ネコギギだったと思うんですけど、これを見つけて、五条川上流の水源の環境について問題を投げかけると、そういうちょっと社会派的な番組の作り方をしたときがありまして、そんな放送回もございました。そんなことを思い出しました。

ちょっと余談でありましたが、今後もこの協定に基づくチェックを続けていただくとともに、多治見市との連携を深めていただきたいというように思います。

リズムよく次に移ります。要旨3点目でございます。

山地を共有する消防との連携についてでございますが、戸締まり用心、火の用心と、常々私は言っております。そして、消防団の第3分団の一員といたしまして、絶対に起こってほしくないといつも思っているのが、山火事です。

万が一の山火事の場合や、山の中で救急要請があった場合、そのほかにも自然災害で人的被害が起こる場合もあります。こんなとき、冒頭でも申し上げましたとおり、車両で対応するのに限界があるエリアでもありますし、県境をまたぐ山火事や災害というのも想定される場所でもあります。

また、八曾の山中には、犬山市なんだけれども、多治見市側からしか車で入場できない犬山市のキャンプ施設もありまして、消防としての連携を確認しておくことは重要だと考えます。

そこで、消防長に質問をいたします。

多治見市消防とのこれまでの関係について、それから山火事や救急救助要請があったとき、また、万が一の災害時の連携体制、合同訓練等の実績等はどうであるのか、また今後、連携を強化していく必要性について、どのように考えておられるか、以上、お尋ねをいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

当市と多治見市とは、林野火災や救急救助事故において、両者で速やかに連携対応できるよう、消防業務相互応援協定が締結されております。

県外においては、他に各務原市や可茂消防事務組合消防本部等と同様の協定を結んでおります。

また、多治見市側からのみ進入可能な犬山市のキャンプ施設での災害対応につきましては、多治見市と覚書を取り交わしております。

なお、当市と多治見市は、これまで合同での訓練は実施しておりません。

しかし、境界が山地で接しているため、ハイキングやキャンプ場での事故、林野火災の発生のリスクも多分に考えられることから、当市から合同訓練の実施などを働きかけ、消防間の連携を考えてまいります。

参考までに申し上げますと、各務原市消防本部と可茂消防事務組合消防本部におきましては、木曾川流域での水難合同救助訓練を定期的で開催しておりまして、消防隊員同士の情報交換もしております。

また、消防団においては、過去に大規模林野火災を想定した長距離送水訓練を実施し、多治見市と隣接するキャンプ施設付近までホースを延長するなど、市境界付近での災害対応について確認をしております。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ご答弁ありがとうございます。最後にありましたけれども、消防団の長距離送水訓練、参加しました。思い出しました。キャンプ施設まで歩いてホースを延ばして行きました。

ただいま消防長から消防間の連携を強化しますというように力強い答弁をいただきましたので、心強く感じております。

今回、私は多治見市との連携について質問をさせていただいておりますが、何で多治見市なんやと思われる方もおありでしょう。それはそうであります。しかし実際に隣り合う自治体として、多治見市以外とは連携の形や実際の行き来、交流が思い浮かぶわけですが、多治見市との関係について、改めて見直してみようと、そう考えたからでございます。

ということで、要旨3点について質問をさせていただきましたが、隣接する市として連携したほうが、互いにメリットが生まれるだろうという点は、ほかにも多々あるのではないかと考えられます。

そう考えるのはこちらだけではないようでありまして、実は多治見市側から犬山市との交流や連携を図ろうという声が上がりがつと聞かされております。実際、多治見市は県をまたいで隣り合っている瀬戸市や春日井市と、いろいろな形の連携を行っているそうでございます。そして、犬山市とも何かできるんじゃないかと、そういうことだろうと思っておりますが、議会のほうにもアプローチがあったそうでございまして、先頃、多治見市議会から連携に対

してアプローチがありまして、犬山市議会正副議長が多治見市を訪問されたそうであります。そうですね、副議長。

そこで、最後に要旨4点目として質問をさせていただきます。

多治見市と話し合いの機会を持っていただいて、要旨の3点以外にも、政策面での連携などの可能性を探っていただきたい。

また、将来的には包括的な連携というところまで行くかどうかでございますが、そういった可能性も含めて、まずは改めて関係づくりのための対話をしてはどうかと考えますが、どうでしょう。最後は市長に質問させていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員のご質問にお答えをいたします。

言うまでもなく広域連携の動きは、少子・高齢化の進行や、地方財政が厳しくなっているということを背景に、行政サービスの充実や地域振興、企業発展のため、隣接市との関係にとどまらず、必要な視点だと捉えています。

多治見市との関係では、答弁のとおり3つの分野で連携をしています。そのほかにも、10月6日に、わん丸君の誕生日会が開催をされました。そのスペシャルゲストとして、多治見市の公式マスコットである「うながっぱ」がサプライズで登場をしてもらい、観光面でも連携や協力をしているところであります。参加者の方も大喜びで、大いに盛り上がったところですよ。

そこで、議員ご提案の包括の連携については、多治見市の意向や、これまでの連携実績を確認しながら、さらに新たな連携の取組を積み重ねたその先に、包括連携があるのだらうと思っています。

また、包括的な連携のための共通の課題を探り、両市が目指すまちづくりのマッチングが必要とも思っています。意見交換を行い、今後の事務の参考とするというようなことを繰り返すだけでは、本質的な包括連携には至らないと思っています。実効性のある包括連携でなければなりません。

まずは、多治見市との包括的な対話の場を設ける場合には、両市で、これまで述べてきた点を確認していかなければならないと思っています。近く、多治見市長と会う機会がありますので、将来的な連携の在り方について投げかけてみたいと思っています。

繰り返しますが、これまで犬山市だけで維持してきた行政サービスや様々な事業を、広域連携で実施するという視点で考え、効果的・効率的な取組で、犬山の課題を解決につなげていくことはすごく重要な観点であります。よって、連携について検討をしてみたいと思っています。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 18番 大沢秀教議員の質問は終わりました。

お諮りをいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日6日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎副議長（諏訪 毅君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時38分 散会